

info  
**08**

# 国民健康保険に関するお知らせ

8月1日(土)から使用する新しい「**資格確認書**」または「**資格情報のお知らせ**」を7月中にお届けします。

## ▶ マイナ保険証をお持ちの方

「**資格情報のお知らせ**」(ご自身の健康保険を簡易に把握するためのもの) (図1) を特定記録で世帯主宛てに送付します。

マイナ保険証と一緒に保管し、医療機関を受診する際はマイナ保険証をご利用ください。受診時に事情によりマイナ保険証が利用できない場合は、マイナンバーカードと「**資格情報のお知らせ**」を医療機関窓口へ提示してください (「**資格情報のお知らせ**」だけでは受診できません)。

70歳から74歳までの方の「**資格情報のお知らせ**」の有効期間は、8月1日(土)から令和9年7月31日(土)までです。

## ▶ マイナ保険証をお持ちでない方

「**資格確認書**」(図2) を特定記録で世帯主宛てに送付します。

医療機関を受診する際は、医療機関窓口へ提示してください。

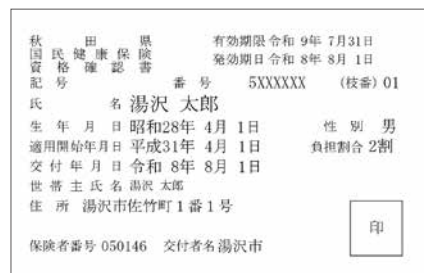
「**資格確認書**」の有効期間は、8月1日(土)から令和9年7月31日(土)までです。

※マイナ保険証をお持ちの方には原則、「**資格確認書**」を交付しません。ただし、やむを得ない理由によりマイナ保険証で医療機関などを受診することが困難な方などは、申請に基づき「**資格確認書**」の交付を受けることができます。

図1 資格情報のお知らせ (A4)



図2 資格確認書 (カード型)



## 国民健康保険から脱退する際は 忘れずに手続きを！

社会保険への加入または転出など国民健康保険を脱退する際は、速やかに「**資格確認書**」または「**資格情報のお知らせ**」(社会保険への加入の場合は、社会保険の資格がわかるものも必要)を市民課国保年金班または各総合支所に持参の上、手続きしてください。

脱退手続きをしないまま医療機関などを受診した場合、医療費(7~8割)を返還してもらう場合があります。忘れずに手続きをお願いします。

## マイナ保険証の利用で 限度額適用認定の手続きが不要に！

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく限度額を超える支払いが免除されます。

医療機関などでのオンライン資格確認システムの導入に伴い、本人が同意することで限度額適用区分の確認ができるため、限度額適用認定証の提示は不要になりました。

なお、8月以降も引き続き限度額適用(・標準負担額減額)認定証の交付を希望する方は、市民課国保年金班または各総合支所で事前の申請が必要です。

問 市民課国保年金班 (☎55-8164)